

雇用就業対策に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済・雇用対策について

- (1) 国が打ち出した各経済・雇用対策を実効あるものとするため、緊急雇用創出事業等の実施要件の緩和等を図り、継続的に実施すること。
また、地方に対する積極的な支援・協力を含め、十分な財政措置等を講じること。
- (2) 職業能力開発促進センターについて、地域における役割を考慮し、当該機能を存続する措置を講じること。

2. 就業者対策について

- (1) 地域の雇用維持・拡大を図るべく、雇用情報の提供や就職安定資金融資事業等の充実、相談体制の拡充など、離職者に対する生活・就労支援の拡充を図ること。
- (2) 非正規労働者等の待遇を改善するための措置を講じるとともに、雇用が安定したものとなるよう、雇用保険制度適用を一層拡充するなど、セーフティネット機能の充実を図ること。
- (3) 経済的に不安定な若者の就職支援を充実すること。
- (4) 雇用促進住宅の退去促進期間について、少なくとも3年間延期する方向とされているが、延期期間終了後も住まいを失った就業者等が引き続き入居できるよう、配慮すること。
- (5) 常時雇用されている外国人が社会保険に加入するよう、国から事業主への指導を徹底すること。

3. 「仕事と家庭の調和」を推進する事業者等に対して、支援措置を拡充すること。

4. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

5. ILO第175号条約を批准するなど、非正規労働者の雇用環境を改善すること。

6. シルバー人材センターと同様の事業活動を行っている高齢者等の就労を促進する団体等と役務提供の随意契約が行えるよう、関係法令を改正すること。